



各位



会社名 株式会社 クレスコ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 富永 宏
(コード番号：4674 東証プライム)
問合せ先 取締役 専務執行役員 杉山 和男
(TEL 03-5769-8011)

連結子会社に対する訴訟（控訴）の判決に関するお知らせ

2023年5月18日付「連結子会社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」により公表いたしましたとおり、当社の連結子会社であるクレスコワイヤレス株式会社（代表者：代表取締役社長 森山 正吾、住所：東京都大田区、以下ワイヤレス社）は、控訴人であるエヌティーシーアカウンティングサービス株式会社より、損害賠償請求に係る第一審判決について控訴の提起を受けておりましたが、2023年10月5日付にて東京高等裁判所の判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所および判決言渡日

- (1) 裁判所：東京高等裁判所
- (2) 判決日：2023年10月5日

2. 控訴人の概要

- (1) 名称：エヌティーシーアカウンティングサービス株式会社
- (2) 所在地：東京都港区西新橋三丁目4番1号
- (3) 代表者：代表取締役 堀ノ内 義之

3. 訴訟の経緯など

- (1) 訴訟の内容：損害賠償請求
- (2) 請求金額：金3億円
- (3) 訴訟の経緯：

ワイヤレス社は、2015年（平成27年）10月頃から SMART-INNOVATION 株式会社（代表者：代表取締役 蔭山 真吾、住所：東京都中央区（取引開始当時）、以下スマート社）と取引を開始し、同社に対して Bluetooth 製品等を、企画・開発、製造、販売してまいりました。

第一審は、控訴人がスマート社に対してワイヤレス社から Bluetooth 製品等を購入する費用を融資していましたが、スマート社代表の欺罔により損害を被り、当該行為について森山社長が認識し阻止することも可能であったとして、スマート社代表者と森山社長、ワイヤレス社らとの共同不法行為の成立を主張して、金6億9,635万9,581円の損害賠償請求を、2019年（令和元年）10月8日に求めたものです。

（注）請求金額については、2020年（令和2年）9月18日に訴えの変更があり、金6億6,635万9,581円に減額されております。

係る訴訟の提起を受けて、ワイヤレス社は、法廷の場で控訴人の主張に対する反論を行い、2023年（令和5年）3月24日に、東京地方裁判所より、①控訴人の請求をいずれも棄却する、②訴訟費用は控訴人の負担とする判決が言い渡されました。

控訴人は、この判決を不服として、控訴を提起しましたが、ワイヤレス社は控訴審においても、ワイヤレス社らに損害賠償責任はないものと判断して争ってまいりました。

4. 判決の要旨

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 訴訟費用は控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

上記判決はワイヤレス社の主張を全面的に容認するものであり、この判決が当社の業績に与える影響等はありません。

以 上